

平成30年10月24日

社会福祉施設等設置者 各位

旭川市福祉保険部指導監査課

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

本市の福祉行政について、平素から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等の災害対策に万全を期すため指導を行ってきたところですが、今般の被害状況を踏まえ、国において今一度点検すべき事項(例)を別添のとおり取りまとめられましたので、社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP(事業継続計画)の策定など必要な対策を行うようお願いいたします。

【担当】

福祉保険部指導監査課

電話 0166-25-9849